

全建労発第 19 号  
令和 5 年 5 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典  
〔 公 印 省 略 〕

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のための  
ガイドライン等の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より別紙の通り、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」・「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」・「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を改正する旨、通知がありました。

つきましては、貴会会員企業に対して、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

(担当：労働部労働課 又木)